

「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」協力整備事業者 募集要項

1 目的

豊田市では、今後、国内外からの来訪者が増加した際に、都市の国際化や観光の産業化、まちの魅力の共有と発信を展開するため、官民が連携し、無料公衆無線 LAN（以下、「Wi-Fi」という。）の整備を進めるとともに、Wi-Fi の運用にあたっては利便性と安全性の双方を両立させることが重要であるため「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」という共通仕様を策定しました。

今回の募集は、Wi-Fi 整備及び「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」の普及に協力していただける事業者（以下、「協力整備事業者」という。）の皆様を募集・登録することにより、豊田市内の Wi-Fi 整備及び「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」の普及を促進し、より多くの方が便利で暮らしやすいまちづくりをめざすものです。

2 協力整備事業者の協力内容

次に掲げる要件を満たし、Wi-Fi を整備すること。

（1）提供サービス

Wi-Fi 設備の導入を希望する飲食店、物販店、宿泊施設などの民間施設（以下、「民間施設」という。）に対し、国内のサービス事業者と契約していない来訪外国人も含め、その場で利用手続きを行うことで、誰もが一定時間無料でインターネットに接続できるサービスが提供できる設備を導入すること。

（2）対象施設

Wi-Fi 設備の導入を希望する民間施設で、法令及び公序良俗に反しないと認められる施設。

（3）市が推奨する設定

- ア SSID に「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」を設定すること。
- イ 認証後、市の指定する「ポータルサイト」へリダイレクトすること。
- ウ 認証画面及び利用規約は 15 カ国語以上に対応すること（別紙 1 参照）。
- エ 認証方式は、次の方式で選択できるようにすること。
 - ・ SNS アカウントを利用した認証方式
 - ・ 利用していることの確認を含めたメール認証方式
- オ 1 回の接続時間は 30 分とすること。
- カ 1 日の接続回数は無制限とすること。

(4) 市が推奨する設定の例外

前項のア～カに準じた設定の導入を推奨しているが、事情により実現困難な要件がある場合については、例外として下記の要件とする。

前項ア及びイは、いずれか一方を満たすこと。

前項ウは、5カ国語以上に対応すること（別紙1参照）。

前項エは、総務省が公表する「無線 LAN ビジネスガイドライン」で推奨する認証方式に対応すること。

前項カ及びキは、協力整備事業者の提供サービスに準ずるものとする。

※例外の対応を行った際は、すでに市が告知をおこなっている推奨設定と異なるため、利用者が混乱しないよう対策を実施すること。

要件	推奨	例外
SSID の設定 (ToyotaCity_Free_Wi-Fi)	必須	どちらでも可
ポータルサイト への接続	必須	
言語対応	15カ国語以上	5カ国語以上
認証方法	SNS、メール	総務省推奨の認証方式
接続時間	30分/回	協力整備事業者の 提供サービスに準ずる
接続回数	無制限/日	

(5) ポータルサイトへのリダイレクト設定

ポータルサイトへの接続が可能な場合は、ポータルサイトへのリダイレクト設定を行うこと。

(6) 民間施設に対する協力勧奨

以下、協力していただけるよう民間施設に対し勧奨すること。

ア 民間施設内で利用者の目に留まる位置へ、市の指定するシンボルマークを掲出していただく。なお、協力整備事業者へのシンボルマークの提供は、市が印刷物又は電子データにて提供のため、必要に応じて市に対し請求すること。

イ 災害発生時などの非常時に、時間制限なく無料で使えるようなサービスを開放していただく。

(7) 商工会議所からの情報提供

商工会議所等より様式 8 にて民間施設の情報提供があった場合、必ず対象の民間施設へ営業活動を行うこと。

※商工会議所等の窓口にて「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」の導入相談を行っており、民間施設の管理者が認めた場合、様式 8 にて民間施設の情報を商工会議所等から協力整備事業者へ提供するものとする。

(8) マニュアルの作成

民間施設が希望する場合及び上記(4)に該当する民間施設であった場合、民間施設向け(ポータルサイト運用方法等)、サービス利用者向け(接続方法等)等のマニュアルを必要に応じ作成し提供すること。

(9) 活動報告

ア 登録から1年間、導入実績数(市の推奨する設定及び例外の各導入実績数)を市に報告すること。報告のタイミングは、登録から3か月毎とし、様式は問わない。

イ 登録された Wi-Fi 設備を撤去する場合又は利用を中止する場合については、様式 6 を使用して速やかに市に報告すること。

※本項の報告様式・タイミングに関しては、協力整備事業者と市の協議の上設定できるものとする。

(10) 電波干渉の対策

本事業で導入する Wi-Fi 設備等が原因となり電波干渉が生ずるおそれがある場合、協力整備事業者で対策を実施すること。

(11) セキュリティ対策

セキュリティ対策が適切に講じられていること。なお、以下の要件を備えていることが望ましい。

ア 利用端末と無線 LAN アクセスポイントとの間が暗号化されること。暗号化が難しい場合は、接続時に表示されるトップページ等にセキュリティに関する告知文等を明示すること。

イ 同じ無線 LAN アクセスポイントに接続している利用端末間同士のアクセスが禁止されていること。

ウ 苦情、紛争等が発生した場合に備え、利用ログの蓄積及び管理が適切に行われること。

(12) 苦情及び問合せへの対応等

ア Wi-Fi 設備の設置は、対象施設本来の目的を妨げない範囲とし、使用の開始後、対象施設利用者からの苦情等がある場合、設置場所の変更や使用の停止、設備等の撤去に対応すること。

イ 対象施設やサービス利用者からの苦情及び問合せは、協力整備事業者

において適切かつ迅速に処理すること。

(13) 市主催の会議等への出席

市が整備促進等に関する会議等への出席を依頼した場合、出席すること。

(14) その他

その他の条件については、民間施設の管理者と協力整備事業者とで協議し、決定すること。

3 協力整備事業者の応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ウ 申込書の提出日から当該案件の協力整備事業者登録までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者でないこと。
- エ 申込書の提出日から当該案件の協力整備事業者登録までの間、市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- オ 国税、愛知県税、豊田市税が未納でないこと。
- カ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の登録を受けた事業者又はネット犯罪が起きた時に、警察、裁判所のほかの関係省庁からの法令に基づく照会に対応できる事業者であること。

4 応募の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

- ア 登録申込書(様式1): 1部
- イ 宣誓書及び同意書(様式2): 1部
- ウ 導入実績(様式3): 1部 ※事業者独自の資料可
- エ 提供サービス案内(様式4): 1部 ※事業者独自の資料可
- オ 商業登記簿謄本: 1部
- カ 貸借対照表、損益計算書(直近1事業年度分): 1部
- キ 納税証明書(国税は、「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書。愛知県税は、「法人県民税」、「法人事業税・地方人特別税」及び「自

自動車税」の納税証明書。豊田市税は、「完納照明。」：1部
ク 納税義務のない場合は、その旨を記載した申出書（様式5）：
1部

（2）提出方法

直接持参又は郵送。

（3）提出先

豊田市 産業部 商業観光課

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所西庁舎7階

（4）留意事項

- ア 提出書類は返却しないものとする。
- イ 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ウ 申請者は、市からの要望があった際は追加書類を提出するものとする。
- エ 協力整備事業者の募集は、随時行うものとする。

（5）協力整備事業者の選定

市は募集要件等の確認を行い、協力整備事業者を選定する。

（6）協力整備事業者の登録、公開

- ア 市は選定した協力整備事業者を登録し、豊田市のホームページ等で公開する。
 - ※登録決定から公開まで、2週間程度の期間がかかるものとする。
- イ 登録期間は、登録を受けた年度の最終日までの期間とし、協力整備事業者からの申し出がない限り、原則として更新するものとする。ただし、登録期間中に協力整備事業者が応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、直ちに協力整備事業者の登録から除外するものとする。

5 登録後に使用する様式

サービス撤去・中止・再開報告書（様式7）

相談調書（様式8）※商工会議所等より提供される書類

6 問合せ先

豊田市 産業部 商業観光課

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所西庁舎7階

電話番号 0565-34-6642

ファックス番号 0565-35-4317

メールアドレス shoukan@city.toyota.aichi.jp

参考

(1) 協力整備事業者の応募・選定・登録等

- ア 募集要件等を踏まえ、提供サービスの内容等を記載した書類を作成し、手続きにしたがい、応募する。
- イ 市は、応募の内容を諸条件等に照らし、確認のうえ、協力整備事業者を選定する。
※応募内容の確認にあたり、応募事業者に説明を求めることがある。
- ウ 市は、選定を受けた協力整備事業者を登録し、豊田市のホームページで公開する。
※登録決定から公開まで、2週間程度の期間がかかるものとする。

(イメージ)



(2) 民間施設の整備

- ア 各協力整備事業者は、Wi-Fi の導入を希望する民間施設の管理者に、市が推奨する設定を行った Wi-Fi の導入を PR する。
- イ 市は、商工会議所等に対して「ToyotaCity_Free_Wi-Fi」の導入に関する説明を行い、会員や関係する民間施設の管理者からの導入に係る相談対応や、本事業による Wi-Fi 導入の PR 等の協力を依頼する。
- ウ 商工会議所等は、会員や関係する民間施設の管理者からの導入に係る相談対応や、本事業による Wi-Fi 導入の PR 等を行う。
- エ 商工会議所等は、各協力整備事業者に対し、ウの活動等を通じて取得した Wi-Fi の導入を希望する民間施設の情報を、様式 8 を使用して提供する。
- オ 各協力整備事業者は、エの提供を受けた後、民間施設の管理者と個別に協議する。
- カ 各協力整備事業者は、民間施設の管理者との協議の上で Wi-Fi 設備を導入する。
- キ 市は、各協力整備事業者に対してポータルサイトを提供する。
- ク 各協力整備事業者は、民間施設に導入した Wi-Fi 設備に対し、可能で

あれば認証後のポータルサイトへのリダイレクト設定を行う。

- ケ 各協力整備事業者は、Wi-Fi 設備を導入した民間施設に対してシンボルマークの掲出及びポータルサイトの活用に関し協力していただけるよう勧奨する。
- コ 各協力整備事業者は、市に対して登録から1年間、3か月ごとに、別で定める項目に関して報告する。
- サ 登録された Wi-Fi 設備を撤去、利用中止又は再開する場合は、様式7を使用し速やかに市に報告する。

(イメージ)

